

## 居住用建物貸付申請書

平成 年 月 日

国立大学法人筑波大学 財務担当副学長 殿

現住所  
所属部課名 筑波大学附属病院看護部

職名  
(職務の級、号俸等)

フリガナ  
氏名 印

【職員番号】

居住用建物の貸付を受けたいので申請します。なお、下欄記載の同居者についても、併せて申請します。

宿舍の使用については、国立大学法人筑波大学宿舍管理規程及び指示に反しないことを確約します。

1 申請の理由

### 2 自宅保有の有無

自宅(1戸建ての住宅又は共同住宅の住戸)を	保有している	保有していない
(以下該当者が記載) 自宅の所在地 居住用建物貸付の必要な理由		

### 3 同居者

氏名	年齢	性別	本人との続柄	職業(学年)	備考

## 居住用建物貸付承認書

平成 年 月 日

国立大学法人筑波大学  
財務担当副学長 印

上記申請者に対し、下記のとおり居住用建物の貸付を承認します。また、上記同居者についても、併せて承認します。

### 記

#### 1 居住用建物

種類	構造・規格	所在地		居住用建物名及び戸番
有料	a	つくば市天久保2-1-1		看護師宿舍 -
専用面積		居住用建物貸付料月額	入居日	備考
.m <sup>2</sup>		円	年 月 日	裏面2の貸付の条件参照

(注) 居住用建物貸付料月額には、自動車の保管場所に係るものは含まない。

(裏面)

2 貸付の条件

- (1) 貸付料は、月額によるものとする。ただし月の途中で借り受けた場合は、又は明け渡しした場合におけるその月分は、暦日数による日割りにより計算した学とする。なお、計算した金額に1円未満の端数が生じた場合、当端数を切捨てて算出した金額とする。
- (2) 貸付料の納付の時期は、次によるものとする。
  - ア 本学の理事及び職員は報酬又は給与の支払費に控除する。なお、控除できない場合にあっては毎月その末日までとする。
  - イ ア以外の者にあっては、入居の月は入居可日までとし、翌つき月以降については前月末日までとする。
  - ウ 借受人が(11)のア、イ及びウに該当することとなった場合には、その者又は同居人は、その該当することとなった日から明渡期日までの期間の居住建物の貸付料を、毎月その末日までに納付しなければならない。
- (3) 居住用建物の貸付の承認を受けた者は、居住用建物承認書の1の入居から10日以内に入居しなければならない。入居期限までに入居しないときは、貸付の承認を取り消すことがある。
- (4) 借受人及び同居人(以下[借受人等]という。)は、善良な管理者の注意を持って居住用建物をしようしなければならない。
- (5) 借受人等は、居住用建物の全部若しくは一部を第三者に貸し付け、若しくは居住の用以外の用に供し、又は承認を受けなくて模様替、改造その他工事(以下「模様替等」という。)を行ってはならない。
- (6) 借受人等は、その責に帰すべく事由により居住用建物を滅失、き損又は汚損したときは、遅滞なくこれを現状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、その滅失、き損又は汚損が故意又は重大な過失によらない火災に基づくものである場合には、この限りではない。
- (7) 借受人は、主として借受人の収入により生計を維持する者以外の者を臨時に同居させようとする場合には、速やかに宿舍担当者へ届出を行い、財務担当理事の承認を得なければならない。
- (8) 借受人は、事故の負担において住居用建物の模様替等を行う場合には、事前に宿舍担当者へ届出を行い、財務担当理事の承認を得なければならない。
- (9) 借受人は、海外出張その他の事由により、1月以上居住用を不在とする場合には、事前に宿舍担当へ届け出なければならない。
- (10) 借受人等は、居住用建物の貸付料のほか、次の各号に掲げる費用を負担しなければならない。
  - ア 居住用建物及び建物附属設備の共同利用部分にかかる共益費
  - イ 天災、経年による消耗その他入居者の責の帰すことのできない事由により居住用建物がき損又は汚損した場合において、そのき損又は汚損が軽微である場合には、その修繕に要する費用
  - ウ 軽微な修繕は、財務担当理事の指示に従い、借受人等において行うものとする。
  - エ 退去時の室内清掃に要する費用
- (11) 借受人が、次のいずれかに該当することとなった場合には、その者(借受人がイに該当することとなった場合には、その該当することとなった時において同居していた者)は、その該当することとなった日から20日以外に該当居住用建物を明け渡さなければならない。
  - ア 解任、退職、任期満了、契約満了又は卒業等により法人における身分がなくなった場合。
  - イ 死亡した場合。
  - ウ 異動の事由により居住する資格を失い又は入居の必要がなくなった場合。
  - エ 該当居住用建物について、法人の業務に必要なに基づき順位者が生じるためその明渡しを請求された場合
  - オ 法人において当該居住用建物の廃止、建替え又は模様替等をする必要が生じたためその明渡しを請求された場合。
- (12) 借受人等は、住居用建物を明け渡す場合には、明け渡す日の5日前までに管理人又は宿舍担当者に明け渡す日を届け出るとともに、居住用建物を正常な状態において引き渡さなければならない。ただし、止むを得ないときは、この限りではない。
- (13) 居住用建物の管理上、必要に応じて状況調査を行う場合には、借受人は正当な事由がなくこれを拒んではならない。
- (14) 借受人は、居住用建物貸付申請書記載事項のうち、2(自宅保有の有無)について変更が生じた場合には、速やかに宿舍担当者へ届け出なければならない。
- (15) 鉄筋及びブロックでは犬、猫、鶏等を飼育してはならない。
- (16) 上記のほか、借受人は宿舍の使用についての指示に反してはならない。

